

美祢市立小中学校事務共同実施組織に関する規程取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美祢市立小中学校事務共同実施組織に関する規程に基づき、美祢市学校事務共同実施について定めるものとする。

(組織)

第2条 美祢市立小中学校事務共同実施組織は、「組織図」のとおりとし、共同実施の効率的かつ効果的な推進が図られるよう必要に応じて見直すことができる。

2 グループごとのグループ責任者は教育委員会が事務職員の中から指名する。

(本務)

第3条 共同実施会を構成する事務職員等は、それぞれの所属する学校を本務校とする。

(服務)

第4条 共同実施会の事務職員等の服務監督は、本務校で業務に従事する場合は、本務校の校長が、拠点校及びグループ内各校で業務に従事する場合は当該校の校長がそれぞれ行う。

(旅行命令)

第5条 グループ内各校の校長は、共同実施計画等に基づき、当該校に本務の事務職員等に共同実施会及び共同実施会を構成する各校等への旅行命令等を行う。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

組織図

